

2 一般廃棄物処理基準

一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う場合の処理の基準が、法第6条の2第2項により、政令で次のように規定されています。

一般廃棄物処理業者は、この基準に従って一般廃棄物を適切に処理しなければなりません。

(1) 共通基準 (施行令第3条第1号、第2号)

- ① 収集若しくは運搬又は処分は、次のように行うこと。
 - ア 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - イ 収集若しくは運搬又は処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ② 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

(2) 収集又は運搬の基準 (施行令第3条第1号)

- ① 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ② 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
 - ア 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - イ 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - ウ 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ③ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

環境省令で定める積替えに係る基準 (施行規則第1条の4)

- ア あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- イ 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- ウ 搬入された一般廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

- ④ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
 - ア 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - a 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - b 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

環境省令で定める積替えのための保管の場所に係る掲示板の基準（施行規則第1条の5）

掲示板は、縦及び横それぞれ 60 センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- ア 保管する一般廃棄物の種類
- イ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ウ 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、施行規則第1条の6に規定する高さのうち最高のもの

〔表示例〕（一般廃棄物の保管・積替施設の場合）

表示板のサイズ： 縦 60cm 以上 × 横 60cm 以上

表示板の材質： 鉄板、プラスチック板、木板等の耐久性のあるもの

表 示 の 色： 白地に黒で表示すること

一般廃棄物の保管・積替施設

処 理 業 者 名	株式会社 ○○商店
連 絡 先	○○区○○町1-2-3 TEL 0000-0000
施設設置場所	○○区○○町4-5-6
管理責任者名	○ ○ ○ ○
許 可 の 内 容	収集・運搬（保管・積替えを含む。）
保管する一般廃棄物の種類	普通ごみ
許 可 番 号	特別区一般廃棄物収集運搬業許可第○○号
許 可 期 間	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日

イ 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講じること。

- a 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。
- b 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
- c その他必要な措置

ウ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

- ⑤ 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。

(3) 処分（埋立処分を除く。）の基準（施行令第3条第2号）

- ① 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

環境省令で定める焼却設備の構造（施行規則第1条の7抜粋）

- ア 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏 800 度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ウ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- エ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- オ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

環境大臣の定める焼却の方法（平成 23 年 4 月 1 日 環境省告示第 29 号）

- ア 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- イ 煙突の先端から火炎又は日本工業規格 D8004 に定める汚染度が 25% を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ウ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

* ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、規制の対象となる施設（特定施設）についての排出基準値が定められています。廃棄物焼却炉（火床面積 0.5 m² 以上または焼却能力 50kg/時以上。廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合、それらの能力を合計する。）は特定施設に該当します。

特定施設を設置・変更するには、都道府県知事に届け出なければなりません。また、特定施設を設置している事業者は、特定施設から排出される排出ガス及び排出される水について、毎年 1 回以上の測定を行い、この結果を都道府県知事に報告しなければなりません。廃棄物焼却炉を設置している事業者は、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻についても併せて測定を行い、報告する必要があります。

特別区内の場合の届出先	東京都環境局環境改善部大気保全課
-------------	------------------

- ② 一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

環境省令で定める熱分解設備の構造（施行規則第1条の7の2）

① 炭化水素油又は炭化物を生成する場合

ア 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。

イ 一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ウについて同じ。）。

ウ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。

エ 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。以下同じ。）を排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。

オ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量の40パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量の25パーセント以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあつては、この限りでない。）することができるものであること。

② ①以外の場合

一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

環境大臣が定める熱分解の方法（平成17年1月12日 環境省告示第1号）

ア 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。

イ 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。

ウ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合にあつては、排出口から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないようにすること。

エ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

③ 一般廃棄物の保管を行う場合には、P.17「（2）収集又は運搬の基準④」の規定の例によること。

④ 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。

⑤ し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。

⑥ 特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法によること。

（4）埋立処分の基準（施行令第3条第3号）

（省 略）

3 特別管理一般廃棄物処理基準

「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。（法第2条第3項）

特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う場合の基準は、法第6条の2第3項により政令で次のように規定されています。（特別管理一般廃棄物を取り扱う場合については、P. 99 Q&A. 35を参照してください。）

《特別管理一般廃棄物の具体例》

- ① ポリ塩化ビフェニル使用部品（廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジのみ）
- ② 一般廃棄物処理施設からのばいじん（集じん施設で集められたもの）又はその処理物（溶融、焼成処理等を除く。）
- ③ ダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉の廃棄物でダイオキシン類含有量基準（3ng/g）を超える次のもの
 - ・ 廃棄物焼却炉からのばいじん・燃え殻、その処理物
 - ・ 同上廃ガス洗浄施設からの汚泥又はその処理物
- ④ 感染性一般廃棄物

感染性廃棄物とは、医療関係機関等*¹から発生する廃棄物で、「形状」、「排出場所」、「感染症の種類」という3つの観点で判断します。判別の詳細については、P. 69「感染性廃棄物の判断フロー図」を参照してください。

* 1 医療関係機関等とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、飼育動物診療施設、国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）、大学及びその附属研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）、学術研究又は製品の製造、技術改良、考案、発明に係る試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいう。

（政令第1条、第2条の4関係別表第一の4の項）

特別管理一般廃棄物処理業者は、P. 17「2 一般廃棄物処理基準」によるほか、下記の基準に従って一般廃棄物を適切に処理しなければなりません。

（1）収集又は運搬の基準（施行令第4条の2第1号）

- ① 収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - ア 特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
 - イ 特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 運搬車及び運搬容器は、特別管理一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ③ 運搬用パイプラインは、特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合はこの限りでない。
- ④ 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理一般廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない。

- ⑤ 感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集又は運搬すること。
- ⑥ 感染性一般廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。
- ⑦ 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合には、一般廃棄物の積替えの規定の例によるほか、次によること。
- ア 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に特別管理一般廃棄物の積替えの場所であることをその他の環境省令で定める事項の表示がされている場所で行うこと。
- イ 積替えの場所には、特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。
- ウ ア及びイに定めるもののほか、当該特別管理一般廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。
- ⑧ 特別管理一般廃棄物の保管は、特別管理一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。ただし、施行令第1条第1号に掲げる廃棄物については、この限りでない。
- ⑨ 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、(1)⑦イ及びウ及び一般廃棄物の保管の規定P.17「(2)収集又は運搬の基準④」の例によること。

(2) 処分又は再生の基準（抜すい）（施行令第4条の2第2号）

- ① 特別管理一般廃棄物の処分又は再生に当たっては、P.21（1）①アによること。
- ② 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、(1)⑦イ及びウによること。
- ③ 感染性一般廃棄物の処分又は再生を行う場合には、感染性一般廃棄物の感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号関係）

- イ 焼却設備を用いて焼却する方法
- ロ 溶融設備を用いて溶融する方法
- ハ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法
- ニ 肝炎ウィルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法
- ホ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法

(3) その他（施行令第4条の2第3号）

特別管理一般廃棄物は、埋立処分を行ってはならない。

4 遵守事項

一般廃棄物処理業を行うにあたっては、次の事項を遵守してください。

(1) 業務全般に関する事項

- ① 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託しないこと。(法第7条第14項)
- ② 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。(法第7条の5)
- ③ 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。(条例又は規則)
- ④ 許可証を事務所又は事業所に備え置いて、許可の内容が明らかになるようにしておき、立入検査時等には、速やかに確認できるようにしておくこと。(条例又は規則)
- ⑤ 作業台帳及び運転日報を備え、一般廃棄物の種類ごとに必要な事項を記載し、保存すること。(法第7条第15項、第16項、施行規則第2条の5、規則)

※ 作業台帳及び運転日報の作成方法は、P.51「1 運転日報と作業台帳」を参照

(2) 収集又は運搬に関する事項

- ① 一般廃棄物収集運搬業に使用する運搬車は、特別区の一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。
- ② 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を運搬車で収集運搬する場合は、他の一般廃棄物と混載しないこと。また、運搬先は特別区の区域内であること。
- ③ 運搬車で、びん、缶等の再生利用品や産業廃棄物を運搬しないこと。
- ④ 従業員に、雇用関係を証明する書類（身分証明書など）を常時携帯させること。
- ⑤ 運搬車の運行日ごとに、運転日報で廃棄物の取扱状況を管理すること。（「(1) 業務全般に関する事項⑤」参照）
- ⑥ 収集作業及び運搬によって生じる騒音の防止・減少に努めること。
- ⑦ 運搬車を移動させる場合及び運転手等が長時間、運搬車を離れる場合には、テールゲートのスライドカバーを降ろすなど廃棄物の飛散防止、悪臭の発散防止のための措置を講ずること。
- ⑧ 運搬車の走行については、交通法規を遵守し、安全運転に努めること。
- ⑨ 運搬車への過積載を行わないこと。
- ⑩ 運搬車の点検及び整備に努めること。(テールゲート落下防止用の安全棒、汚水タンクのパッキン等)
- ⑪ 運搬車は作業終了後、荷箱の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに清潔の保持に努めること。

洗車場の排水溝についても、確実な洗浄と清潔の保持に努めること。

- ⑫ 汚水タンク内の汚水は、適切に処理することのできる施設以外では排出しないこと。

⑬ 一般廃棄物収集運搬業に使用する運搬車には、次のように表示等を行うこと。

ア 運搬車の外部塗装は、原則としてブルー（（一社）日本塗料工業会規格 7 2 - 4 0 T 又はそれに準ずる色）一色とすること。ただし、取り扱う一般廃棄物の種類又は作業場所の性格上、特に配慮する必要がある場合は、この限りではない。

イ 運搬車のドア及び荷箱又は荷台の両側面には、一般廃棄物収集運搬許可業者の氏名（法人にあっては名称）、特別区で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号を、車両後方面には許可番号を白色で表示（簡単に着脱できるマグネット等での表示は不可。）すること。ただし、表示の色については、アのただし書に該当する場合は、この限りではない。

ウ 運搬車には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。

エ 一般廃棄物収集運搬業に使用しなくなった運搬車については、特別区で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号の表示を抹消すること。

オ 運搬車以外の車両には、特別区で許可された一般廃棄物収集運搬業者である旨及び許可番号の表示をしないこと。

〔表示規格例〕

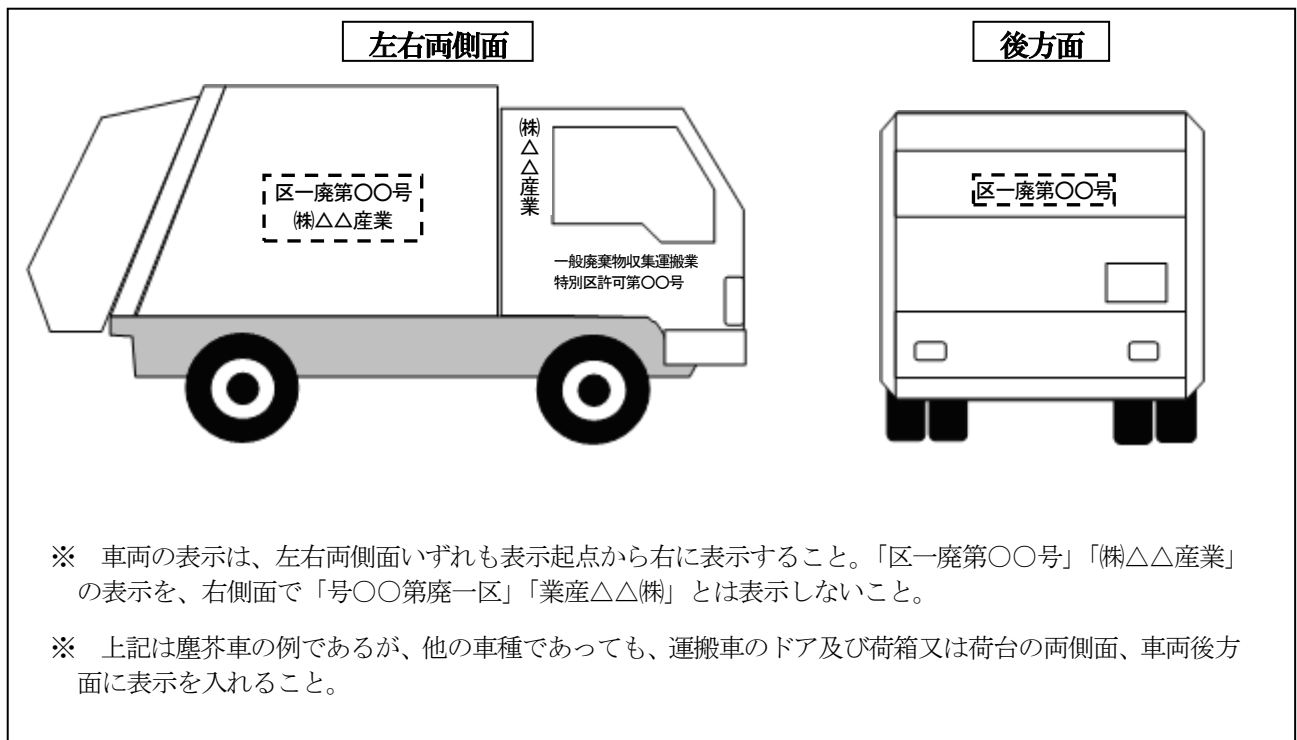
荷箱の文字のサイズ： 縦 10cm × 横 10cm

荷箱の数字のサイズ： 縦 10cm × 横 5cm

荷箱の文字の間隔： 2cm

荷 箱 の 字 体： ゴシック

（ドアの文字は、荷箱の文字の 1 / 2 程度とすること。）



〔電話番号等の表記について〕

電話番号等・標語・ロゴマーク等については、原則として禁止ですが、次のガイドラインの範囲内であれば認めることとします。

車両表示に関するガイドライン

(1) 「車両の外部塗装」について

車両の外部塗装については、収集運搬に関する遵守事項において原則としてブルー一色とすることと規定されている。この遵守事項に定められたブルー以外の色の「ライン」については、この規定に触れるため、一切不可とする。

(2) 両側面、後方面に表示できる電話番号等、標語、ロゴマークの大きさについて

電話番号等（一般電話・フリーダイヤル・ホームページアドレス等）、標語、ロゴマーク等の表示は、それぞれ許可表示の判別を困難としない程度の大きさ（概ね、許可表示全体の面積を超えない範囲）とする。

※許可表示全体の面積とは、の範囲をいう。

電話番号等・標語・ロゴマーク等については、それぞれ許可表示全体の面積の範囲を超えないこと。

(3) 前面に表示できる電話番号等、標語、ロゴマークの大きさについて

電話番号等（一般電話・フリーダイヤル・ホームページアドレス等）、標語、ロゴマーク等を記載することは差し支えないが、車体のブルー一色の外部塗装を逸脱しない程度とすること。

- ⑭ し尿混じりのビルピット汚での収集運搬に使用する運搬車は、次のように表示すること。

〔表示規格例〕

外枠のサイズ： 縦 8.5cm × 横 40cm 程度

文字のサイズ： 縦 7cm × 横 7cm

字 体： 明朝

ビルピット

- ⑮ 収集現場で作業する際は、収集車の周辺を往来する人や車の通行に注意を払い、十分な安全確保に努めること。

事故・故障時の対応について

(1) 報告が必要な場合

以下の①～③に該当する場合、区への報告が必要となります。

車両の事故・故障により、

- ① 廃棄物の「保管・積替え」をする場合
- ② 廃棄物や汚水などを飛散させた場合
- ③ 第三者に怪我を負わせた場合や、第三者とトラブルが生じた場合

(2) 報告先

- ・ 事故・故障発生現場の区
- ・ 車両に廃棄物を載せたままの場合は、車両を置いてある区

(3) 報告事項

- ・ 許可番号及び業者名
- ・ 車両ナンバー、発生日時及び発生場所
- ・ 事故・故障等の内容（自走の可否など）
- ・ 「保管・積替え」をする場合は、その住所と予定期間

※事故・故障時の記録は日報にも記載しておいてください。

(3) 保管等に関する事項

- ① 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、許可又は承認を受けた施設で行うこと。許可又は承認のない施設で保管・積替えを行ってはならない。

許可を受けるには、騒音及び悪臭の発散を防止するための措置等が講じられた、密閉状態を確保することのできる施設が必要である。

- ② 施設の設置、土地利用規制及び設備等について必要な関係法令上の手続きを行うこと。

【関係法令の例】 都市計画法（昭和43年法律第100号）
港湾法（昭和25年法律第218号）
建築基準法（昭和25年法律第201号）
消防法（昭和23年法律第186号）
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）

- ③ 特別区の区域外で保管・積替えを行った一般廃棄物は、特別区の区域内の運搬先に運搬しないこと。

- ④ 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、処理施設の受け入れが可能になり次第、施設から速やかに搬出すること。

清掃一組処理施設へ搬入可能な日には使用しないこと。

- ⑤ 一般廃棄物の保管・積替えの施設には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 処分にに関する事項

一般廃棄物処分業者の取り扱う一般廃棄物は、特別区の区域内から発生するものであること。

5 特定家庭用機器廃棄物を取り扱う場合の特例

特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合には、次のとおり取り扱います。

- ① 特定家庭用機器廃棄物の運搬先は、指定引取場所・中間集積所等又は再商品化施設であること。
② 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合は、再商品化等の妨げにならないような方法で行うこと。
③ 特定家庭用機器廃棄物の保管・積替えを行う場合（汚水を含み、又は悪臭等を発生するおそれがある場合を除く。）は、P.12・13「許可基準（15）①～④」の規定にかかわらず、保管・積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。

ア 周囲に囲いを設け、部外者の立入りができない構造とすること。

イ 汚水を生じないよう、雨水等を避ける対策を講ずること。

ウ 積替えにより騒音が生じないよう、必要な措置を講ずること。

エ 再商品化等の妨げにならないよう、保管・積替えによる破損等を避けるのに必要な措置を講ずること。

- ④ 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する専用の車両については、以下の規定は適用しない。

ア 特別区管轄の車両ナンバーであること。（P.12（8））

イ 特別区における一般廃棄物収集運搬専用車両であること。（P.12（9））

ウ 車体の塗装色はブルー一色であること。（P.24（2）⑬ア）

エ 車体のドア・両側面・後方に許可番号等許可に関する表示をすること。（P.24（2）⑬イ）

オ 他の一般廃棄物（古紙・古繊維）と混載しないこと。また、運搬先は特別区の区域内であること。（P.23（2）②）

6 処理料金

一般廃棄物処理業者が一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分を行う場合には、各区及び清掃一組が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する金額を超えて処理料金を受けることは、法律で禁止されています。（法第7条第12項）

（１）廃棄物処理手数料（消費税等を含む。）

条例

区 分	手 数 料
事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）を排出する事業者	1キログラムにつき、40円00銭
区長の指定する最終処分場に運搬した事業者* ¹	1キログラムにつき、9円50銭

清掃一組の廃棄物処理条例第9条関係別表

区 分	手 数 料
事業系一般廃棄物（し尿を除く。）を処理施設に運搬した者	1キログラムにつき、15円50銭
転居廃棄物（粗大ごみの形状のものに限る。）を処理施設に運搬した者* ²	1キログラムにつき、15円50銭

（２）動物死体処理手数料（消費税等を含む。）

各区の条例

区 分	手 数 料
動物の死体	各区の条例により定める金額

* 1 中間処理済のものに限り運搬できる。

* 2 P.86「6 転居廃棄物の取扱い」参照

ただし、次の場合は、別の法令に処理料金の例外規定が定められていることや、区で処理を行っていないために、条例に手数料を定めていないなどの理由から、法による処理料金の制限は適用されません。

- ① 医療関係機関等から排出される廃棄物のうち感染性一般廃棄物
- ② 特定家庭用機器廃棄物
- ③ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）で規定する食品循環資源

また、通常の収集若しくは運搬又は処分以外に、作業場所の敷地内での清掃、廃棄物の引き出し、ごみ容器の貸与、選別作業等の特別な業務を行う場合には、その対価は処理料金には含まれません。特別な業務を行う場合には、排出事業者との契約書に収集若しくは運搬又は処分の処理料金とは別に特別な業務に対する料金を明記するようにしてください。